

浦和競馬場北門エリア再整備工事実施設計業務  
設計要求書

## 1 設計条件

### 〈全般〉

- (1) 浦和競馬場の本場開催、場外発売に支障がない計画とし、本場開催期間中は工事が行えないことに留意する。
- (2) 実施設計は、貸与する基本設計の内容を原則として踏襲する。なお、一部必要な変更を行うことがある。
- (3) 既存図面のない建築物についての解体工事の設計は、可視部分を除き想定仕様・構造にて設計することができる。詳細は、監督員との協議による。
- (4) 仮設計画は、来場者及び関係者の安全確保に十分配慮したものとする。
- (5) 工事の各段階で必要となる仮設照明設備及びその他必要な仮設工作物の設計を含むものとする。

### 〈建築〉

- (1) 工法・仕様は、将来の維持管理の容易性に配慮しつつ、本場開催期間中の工事中断を踏まえ、工事期間の短縮に寄与する工法を採用すること。
- (2) 影響範囲の舗装、外柵等の門扉、上水及び污水配管、電気設備を併せて設計する。
- (3) 建築基準法に基づく計画通知、都市計画法に基づく適合証明は、所管行政庁となるさいたま市と事前協議を適切に行うこと。なお、本契約にいて各本申請は行わない。

### 〈設備〉

- (1) 既設照明柱は、移設し再使用する設計を前提とすること。
- (2) 馬主会館は、既存自動制御設備に対応した自動課金端末(電力、水道)を設置する。
- (3) 現地調査を行うとともに、既存図面を確認し、埋設物等に影響がないように計画する。埋設物に干渉する場合は、切り直し工事を設計する。
- (4) 北門エリア外構工事では、必要に応じ防犯灯設備設置工事を設計すること。

## 2 成果品の工区分け

- (1) 工事の発注は、県内企業の受注機会を確保するため分離分割を行う。
- (2) 段階的に行う工事は、工区分けを行うものとする。工区分けに係る成果品の取りまとめは、概略工程表を作成、工事費概算額を算出し、監督員と協議し定める。

## 3 その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、発注者と受注者が協議し定める。
- (2) 工事において採用する工法又は資機材は、やむを得ない場合を除き特定の1社に限定されないものとする。